

野田市告示第 94 号

野田市都市公園設置及び管理に関する条例（昭和 51 年野田市条例第 23 号）第 16 条の 3 第 3 項により野田市総合公園の利用料金を定めたので、野田市都市公園設置及び管理に関する条例第 16 条の 3 第 4 項により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 8 日

野田市長 鈴木 有

1 施設名 野田市総合公園

2 総合公園施設利用料金（令和 8 年 4 月 1 日から）

(1) 野球場

ア 野球場利用料金

区分	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合		左欄以外に利用の場合	
	1時間につき		1時間につき	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
一般及び学生	710円	1,065円	2,860円	4,290円
中学生以下	340円	510円	/	/

イ 附属設備利用料金

区分	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合		左欄以外に利用の場合	
	1日1回につき		1日1回につき	
	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
放送設備一式	1,420円	2,130円	5,720円	8,580円
スコアボード	1,420円	2,130円	5,720円	8,580円

ウ 夜間照明利用料金

区分	30分につき	
	市内の者	市外の者
夜間照明	4,990円	7,485円

(2) 陸上競技場

ア 陸上競技場利用料金

区分		アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合		左欄以外に利用の場合	
		1時間につき		1時間につき	
		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
競技場(雨天走路を含む。)	一般及び学生	1,640円	2,460円	6,600円	9,900円
	中学生以下	810円	1,215円	/	/
	個人利用	1人100円	1人150円	/	/
本部室		540円	810円	2,170円	3,255円
多目的室		170円	255円	720円	1,080円

イ 附属設備利用料金

区分		アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合		左欄以外に利用の場合	
		1日1回につき		1日1回につき	
		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
放送設備一式		1,420円	2,130円	5,720円	8,580円
写真判定設備一式		5,500円	8,250円	/	/
コインロッカー利用料金		1回につき 100円			

(3) 庭球場

庭球場利用料金

区分	1時間につき	
	市内の者	市外の者
一般及び学生	540円	810円
中学生以下	270円	405円

(4) 体育館

ア 体育館利用料金

区分			アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合		左欄以外に利用の場合	
			1時間につき		1時間につき	
			市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
大体育室	全面	一般及び学生	1,700円	2,550円	6,860円	10,290円
		中学生以下	840円	1,260円	3,420円	5,130円
	1/2面	一般及び学生	840円	1,260円	3,420円	5,130円
		中学生以下	410円	615円	1,700円	2,550円
	1/4面	一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
		中学生以下	190円	285円	840円	1,260円
小体育室	全面	一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
		中学生以下	190円	285円	840円	1,260円
	1/2面	一般及び学生	190円	285円	840円	1,260円
		中学生以下	100円	150円	450円	675円
柔道場		一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
		中学生以下	190円	285円	840円	1,260円
剣道場		一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
		中学生以下	190円	285円	840円	1,260円
多目的ルーム		一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
		中学生以下	190円	285円	840円	1,260円
会議室		A	280円	420円	1,140円	1,710円
		B	130円	195円	560円	840円
控室			60円	90円	280円	420円
スポーツライミングウォール			市内の者 月額登録料 1人につき 1,420円		市外の者 月額登録料 1人につき 2,130円	

イ 附属設備利用料金

照明利用料金		大体育室			小体育室		柔道場	剣道場
		全面	1/2面	1/4面	全面	1/2面		
1時間に つき	市内の者	1,420円	710円	340円	410円	190円	280円	280円
	市外の者	2,130円	1,065円	510円	615円	285円	420円	420円

区分		1時間につき
放送設備一式	市内の者	280円
	市外の者	420円
コインロッカー利用料金		1回につき 100円

備考

- 1 野球場、陸上競技場、庭球場及び体育館の利用(コインロッカーの利用を除く。)について、利用者が入場料その他の料金を徴収する場合で、営利を目的とするときの利用料金の額は、上記の額の10倍の額とし、営利を目的としないときの利用料金の額は、上記の額の3倍の額とする。
- 2 市内の者とは、野田市に住所を有する者をいい、市外の者とは、それ以外の者をいう。